

税

年末調整は 重要な手続きです

年末調整とは？

年末調整とは、その年最後の給料やボーナスが支払われるときに、それまでに給与などから源泉徴収された所得税の合計額と、その年中の給与の支給総額について納付すべき税額(年税額)とを比較して過不足額の精算を行うことをいいます。

この年末調整は、勤務先で給与所得者に行われます。給与所得以外に他に所得のない大部分の給与所得者にとって確定申告に代わる役目を果たす重要な手続きです。

年末調整の対象となる方

年末調整は、原則として勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している方で主に次に該当する方が対象となります。

- 1年を通じて勤務している方
- 年の途中で就職し、年末

まで勤務している方

- 年の途中で死亡により退職した方

年末調整の対象とならない方
年末調整は、主に次に該当する方は対象となりません。

このような方は、自分で確定申告をして税額を精算することになります。

- 本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える方

- 2か所以上から給与を受けている方で、他の勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している方

- 年末調整を行うときまでに「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない方

年末調整に必要なもの

年末調整で各種の控除額の精算を行うには、次の各種申告書等を勤務先に提出する必要があります。

給与所得者の扶養控除等申告書

この申告書は、扶養親族などがいない場合にも提出してください。

給与所得者の配偶者特別控

除申告書

この申告書は、本人が生計を一にする配偶者(所得金額が一定の範囲の配偶者に限ります。)を有する場合に提出してください。

給与所得者の保険料控除申告書

この申告書は、国民健康保険や国民年金の保険料などの社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、損害保険料を本人が支払った場合に提出してください。(平成17年分の年末調整から国民年金保険料等について社会保険料控除を受ける場合には証明書類を添付しなければなりません。)

給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書

この申告書は税務署長が発行した「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」等を添付して提出してください。

問い合わせ

松山税務署

☎941-9121

役場税務課町民税係

☎985-4110

水道

水道検針員の 担当地区の変更について

神崎地区、横田地区、筒井(駅西)地区、南黒田(国道東側)地区の検針員が変更になりましたので、お知らせします。

担当地区	委託者名
神崎	西村 敏 明
横田	西村 敏 明
筒井(西側)	大野 光
南黒田(国道東側)	池内 桂 子

問い合わせ

役場水道課業務係

☎985-4133

国民健康保険健康優良家庭表彰並びに老人保健健康老人表彰の廃止について

1年以上医療を受けなかつた国民健康保険の方に対する表彰は、今年度から廃止いたします。この健康優良家庭表彰は、今年度から廃止いたします。この健康優良家庭表彰は、今年度から廃止いたします。

募集

あつまれ! 親子のびのびきゅめ塾

(社)ガールスカウト日本連盟愛媛県第14団では、文部科学省「子どもの居場所づくり」地域子ども教室推進事業の委託を受け、イベントを行っています。

お気軽にお申込みください。

日時 ① 11月5日(土)

② 12月3日(土)

14時~15時

場所 伊予市五色浜 彩浜館

内容

① 「草遊びの木かげ」

自然の物を使って遊ぶ!

葉っぱや石の造形遊び。

② 「きのこの図書館」

お話大好き!お話の読み聞かせ。好きなお話の絵を書く。

対象 幼稚園・保育所年長児と保護者

参加費 無料

服装 運動のできる服装

持参品 水筒、ハンカチ、ティッシュ

申込み・問い合わせ

ガールスカウトリーダー

大野誠子

☎983-1870

☎983-1870